



困難な問題を抱える女性への支援に 関する法律について

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」（中間まとめ）などを踏まえた経緯

- 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法を法的根拠として「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」（要保護女子）の「保護更生」を図る事業として始まり、法制定以来、一度も抜本的な見直しがなされていない。
- しかし、この間、「女性を巡る課題」は多様化・複雑化・複合化
平成13年にDV防止法、平成25年にストーカー規制法その他、性暴力・性犯罪被害や人身取引被害、家庭関係破綻や生活困窮などの問題を抱えている女性たちについても、婦人保護事業の対象として運用
⇒売春防止法に法的根拠を有することに起因する制度的限界
- 昨今の動きとして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出自粛が求められる中、家庭等に居場所のない若年女性たちの存在が顕在化。
⇒こうした支援を必要とする女性たちに婦人保護事業が十分対応できていない。
- 「婦人保護事業を売春防止法から切り離し、官民一体となって困難な問題を抱えている女性たちの自立を包括的に支援する新たな制度が必要」との提言を踏まえた対応



民間団体、与野党による議員立法の動き

【参考】 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ <概要> 令和元年10月

第1 婦人保護事業の現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足したが、その後支援ニーズは多様化。
- 事業開始当初は想定されなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、A V出演強要、J Kビジネス問題への対応が必要。

第2 婦人保護事業の運用面における見直し

- 婦人保護事業の運用面について、他法他施策優先の取扱いの見直しや、一時保護委託の対象拡大と積極的活用など、10項目の運用面の改善を行うこととされている。

第3 婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方

(1) 困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性

- 性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要。

(2) 新たな枠組みの必要性

- 女性が抱える困難な問題は、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界。法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みの構築が必要。
- 売春防止法の第4章の廃止のほか、その他の規定の見直しも検討すべきだが、時間を要するのであれば、新たな枠組みの構築を急ぐべき。

(3) 新たな制度の下で提供される支援のあり方

- 若年女性への対応など、専門的な支援の包括的な提供。
- 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じた、早期かつ、切れ目ない支援。
- 婦人相談所（一時保護所）、婦人相談員及び婦人保護施設の名称を見直し。利用者の実情に応じた必要な支援を柔軟に担える仕組みや体制。
- 施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなど、伴走型支援。未成年の若年女性に対する広域的な情報共有や連携。同伴する児童についての支援対象としての位置付けの明確化。

(4) 国及び地方公共団体の役割の考え方

- 国及び地方公共団体の役割や位置付けの明確化。
- 基本的な方針のもと、都道府県と市町村の各々の役割や強みを活かし、地域の実情に応じた支援体制の計画的な構築。

(5) 地方公共団体と民間団体の連携・協働のあり方

- 地方公共団体等と民間団体の連携・協働。

(6) 教育啓発、調査研究、人材育成等

- 教育、啓発、調査研究、人材の養成、確保及び資質向上の推進。

(7) 関連する他制度との連携等のあり方

- 関連する他制度に基づく支援との連携・調整等を推進する仕組みづくり、法的なトラブルを抱えている場合の専門的な相談窓口への連携等。

第4 今後の対応について

- 新たな制度の構築に向けて、第3の基本的な考え方に沿って、検討を更に加速し、DV防止法等の既存の法体系との関係にも留意しつつ、具体的な制度設計等が進められ、できるだけ早く実現することを強く期待。

■ 女性活躍・男女共同参画の重点方針2021 <抄>

(令和3年6月16日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定)

I コロナ対策の中心に女性を

(2) 困難や不安を抱える女性への支援

○若い女性に対する官民連携での支援体制強化

経済的に困窮した若い女性の妊娠に関する相談や経済的支援の検討の必要性が高まっている。特に10代後半から20代前半の若い女性について、制度間の隙間の中で十分な支援ができていないことに鑑み、**現行の婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談員の機能強化を図るとともに**、児童相談所、福祉事務所などの公的な支援機関と、**NPO法人などの民間事業者が、それぞれの強みを活かし、官民の連携での支援体制づくりを構築し、若年被害女性等支援事業や困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業を通じて、困難な問題を抱える女性を支援する。**【厚生労働省】

III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○配偶者等からの暴力への対策の強化

⑥婦人保護事業の見直しの検討

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の中間まとめ(令和元年10月)を踏まえ、既存の法体系に関する整理を進め、**新たな枠組みの構築に向け、早期に国会での検討が進むよう、必要な対応を行う。**【厚生労働省】

■ 経済財政運営と改革の基本方針2021 (いわゆる「骨太の方針」) <抄>

(令和3年6月18日 閣議決定)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(2) 女性の活躍

今般の感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響、女性の自殺者の増加等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない。

全ての女性が輝く令和の社会を実現するために、「第5次男女共同参画基本計画」及び「**女性活躍・男女共同参画の重点方針2021**」**に基づき**、女性デジタル人材育成、ひとり親に対する職業訓練、「生理の貧困」への支援など女性に寄り添った相談支援、フェムテックの推進、妊産婦や**困難を抱える女性への支援といったコロナ禍で大きな影響を受けている女性への支援**、養育費の不払い解消、女性の登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等の検討、性に関する教育、性犯罪・性暴力対策の強化**などの取組を推進する。**…感染症に伴う配偶者等からの暴力の増加、深刻化の懸念を踏まえ、相談体制の充実などの取組を引き続き推進する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター

(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員

(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設

(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

- 第17条 補導処分
- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助

存続



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い

➡ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

基本理念【第3条】

- ①困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に
応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ②支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○緊密な連携【第6条】 ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談
所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法
支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計
画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護(※)、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

* 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援

(※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。)

○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う

* 必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う(※構成員の守秘義務・罰則も規定)

○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにする

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

○民間団体に対する援助【第19条】

費用の支弁等【第20～22条】 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

施行期日等【附則】

1 **施行期日** 令和6年4月1日

2 **検討** ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 **関係法律の整備** 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等

婦人保護事業(困難な問題を抱える女性への支援)に関する令和4年度予算案の全体像

令和4年度予算案：26億円(婦人保護事業費)

令和4年度予算案：212億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

令和4年度予算案においては、女性が抱える困難な問題の多様化・複合化、複雑化等に対応するための婦人保護事業の見直しに係る新法制定の動きを踏まえ、以下の取組みに関する新規・拡充予算を計上。

1. 婦人保護施設措置費

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。

2. 児童虐待・DV対策等総合支援事業

① 婦人相談員活動強化事業

関係機関や他制度に基づく支援との連携や調整等において中核的な役割を担う婦人相談員に対して、経験年数に応じた加算を設定した上で手当を支給するとともに、期末手当を支給し、適切な処遇を確保する。

② 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

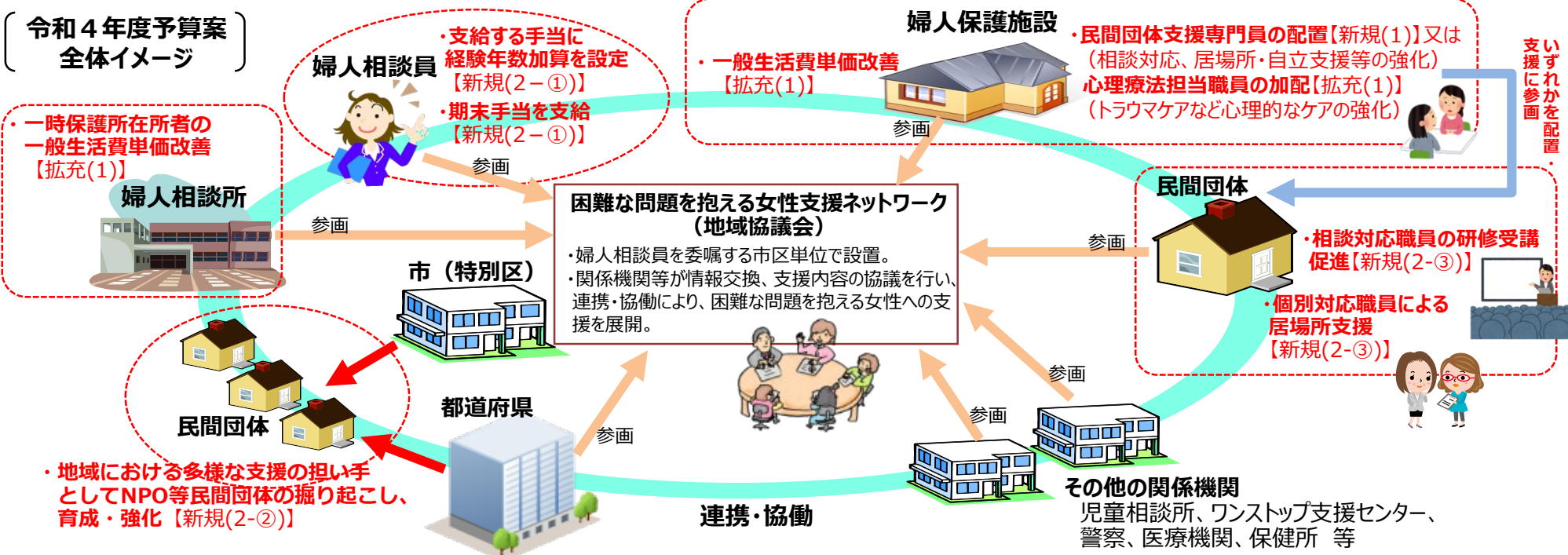
前年度同様で継続実施。

③ 民間団体支援強化・推進事業【新規】

地方自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開するNPO法人等を育成し、官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援を推進する。

④ 若年被害女性等支援事業

相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供等に向けて、事業受託団体における相談対応職員の研修受講の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行う。



婦人保護施設措置費【拡充】

(令和3年度予算) (令和4年度予算案)

	23億円	→	26億円
(婦人保護事業費負担金)	9億円	→	10億円
(婦人保護事業費補助金)	13億円	→	16億円

〔事業内容〕

婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

〔実施主体〕 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

〔補助率〕 国 5 / 10 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 5 / 10)

<令和4年度予算案における拡充内容>

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、入所者に係る一般生活費の単価を引き上げる。

① 民間団体との連携体制強化加算（新設）

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体と連携した支援体制を強化するため、婦人保護施設に、以下のいずれかを配置した場合に加算する。

ア 民間団体支援専門員

民間団体によるアウトリーチからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、実際の支援への参画による実践的指導を担当する。

イ 連携強化のための心理療法担当職員

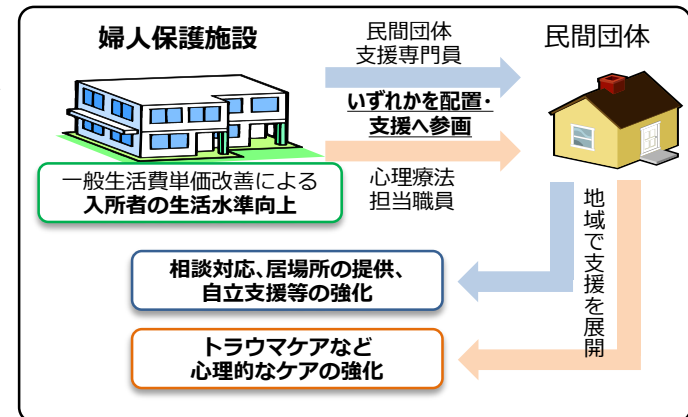
性被害によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた者など、心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする者に係る民間団体による支援を強化するための指導・助言や、民間団体における実際の支援現場で実践的な指導を行う。

② 一般生活費に係る基準単価の改善

婦人保護施設入所者及び婦人相談所一時保護所在所者に係る一般生活費の単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。

<基準単価>

- ・要保護女子等分：月額 59,300円 → 71,460円
- ・乳児分：月額 41,600円 → 60,390円
- ・幼児分：月額 46,800円 → 60,390円



婦人相談員活動強化事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

<令和4年度予算（案）における拡充内容>

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に**経験年数に応じた加算を新設**するとともに、**期末手当を支給した場合の加算**（手当月額の2.55月分）を**新設**する。

◆経験年数5年目（研修修了者）の婦人相談員における処遇改善例

年収ベース：237.2万円 → 303.9万円（66.6万円増）

（月額ベース：197,700円 → 211,200円（13,500円増））

<経験年数に応じた加算（新規）>

- 経験年数3～9年の者
研修修了者：月額4,500円 ×（経験年数－2年）を加算
研修未修了者：月額3,500円 ×（経験年数－2年）を加算
- 経験年数10年以上の者
研修修了者：月額45,000円（＝4,500円 × 10年）を加算
研修未修了者：月額35,000円（＝3,500円 × 10年）を加算

<期末手当加算（新規）>

1人あたり年額（手当基本額の2.55か月分）

研修修了者：年額504,130円、研修未修了者：年額392,440円

（事業の内容）

婦人相談員について、一定の研修を終了した場合に、勤務実態に応じた手当を支給するとともに、調査・指導のための旅費等を補助する。
また、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

<手当基準額> 研修修了者：月額197,700円、研修未修了者：月額153,900円

（実施主体） 都道府県・市

（補助率） 国5／10（都道府県・市5／10）

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

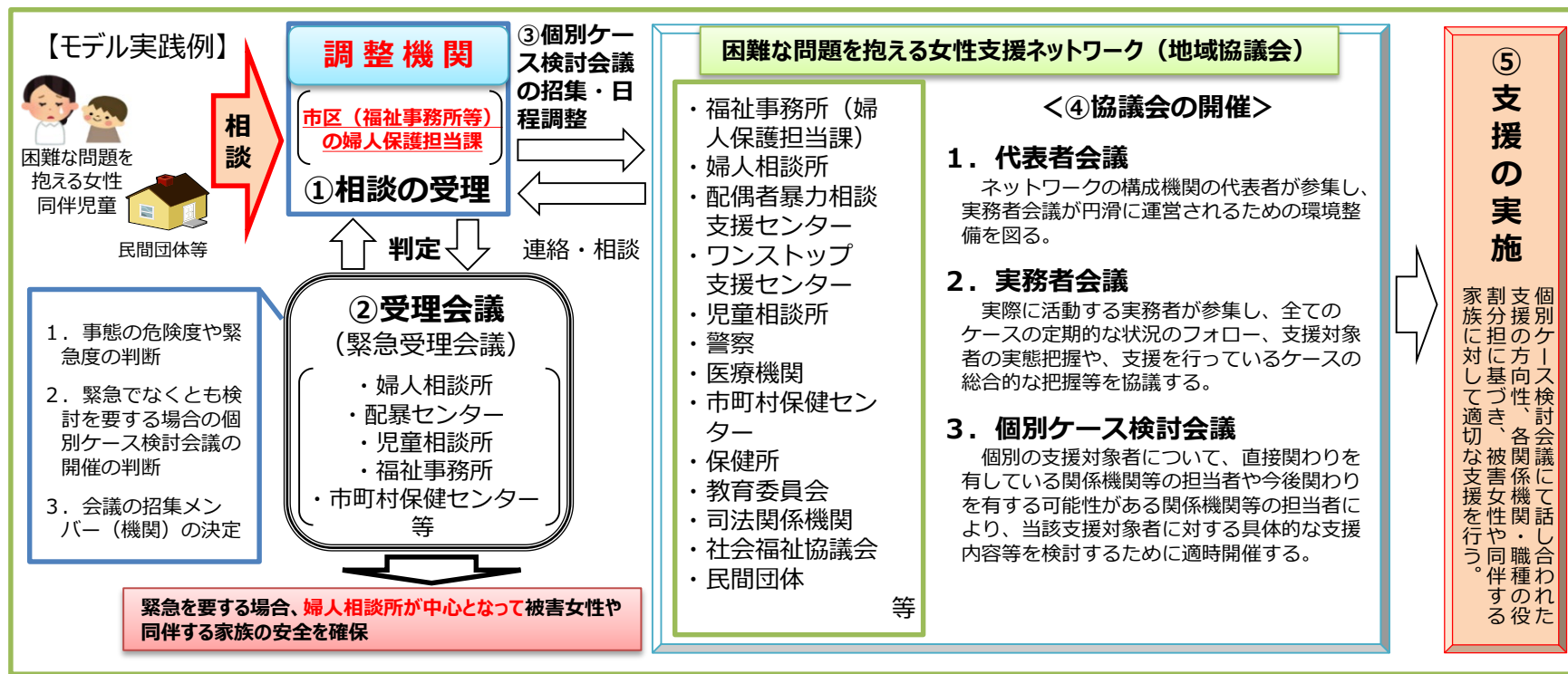
<事業内容>

○ 様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）をモデル的に構築・運営する。

【実施主体】 婦人相談員を設置している市（特別区含む）

【補助基準額】 1自治体当たり 8,673千円（R3:8,519千円）

【補助率】 国：定額（10 / 10相当）



若年被害女性等支援事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

<事業内容>

様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

「①アウトリーチ支援」及び「②関係機関連携会議の設置」を必須とし、「③居場所の確保」及び「④自立支援」は対象者のニーズ等に応じて実施する。

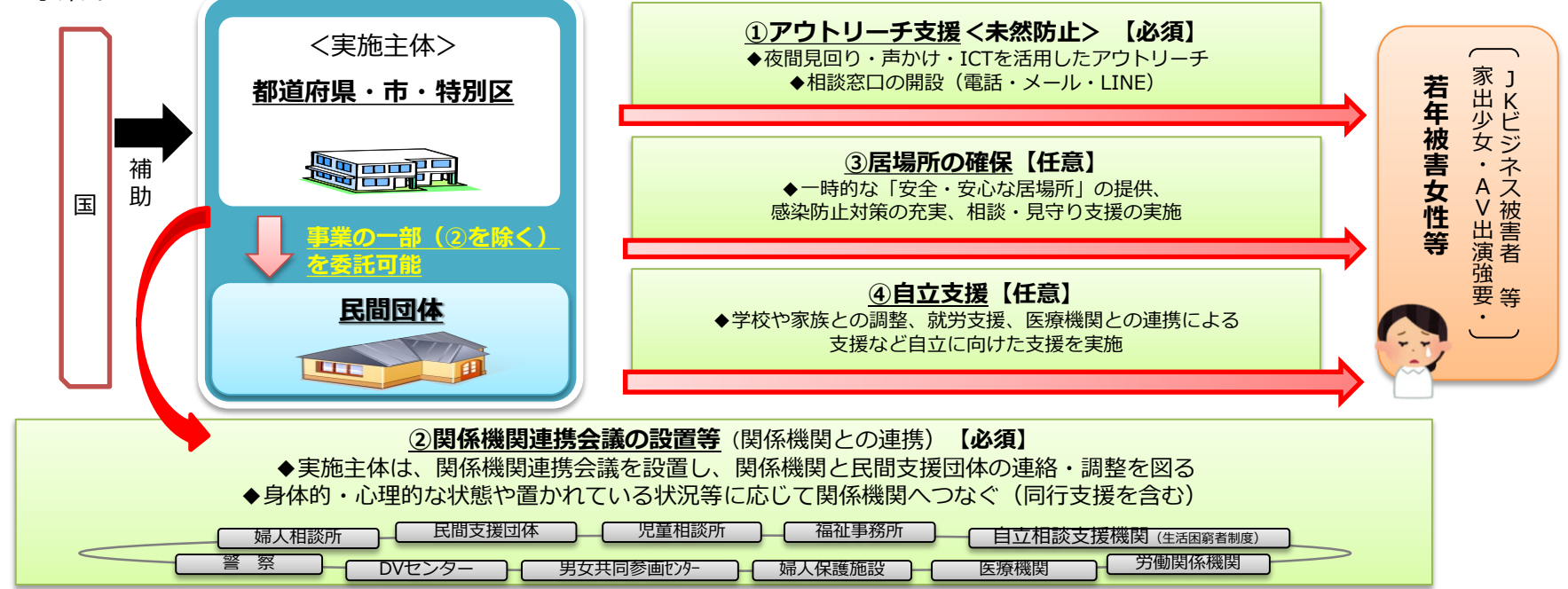
<令和4年度予算案の内容>

- ①アウトリーチ支援：相談対応職員の相談技能向上に向けた研修受講機会を確保するための代替職員雇上げ費用を新たに支援する。
- ②関係機関連携会議：行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- ③居場所の確保：夜間における適切な支援体制確保のための**生活支援員の増員**、**警備体制の確保**、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れるための**個別対応職員の新たな配置**を行う。
- ④自立支援：自立に向けた支援の適切な実施に必要な**支援員の増員**を行う。

<実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国1/2、実施主体1/2

<1か所当たりの補助基準額> 45,634千円（R3補助基準額 26,743千円）（①～④全て実施）

<事業イメージ>



民間団体支援強化・推進事業【新規】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

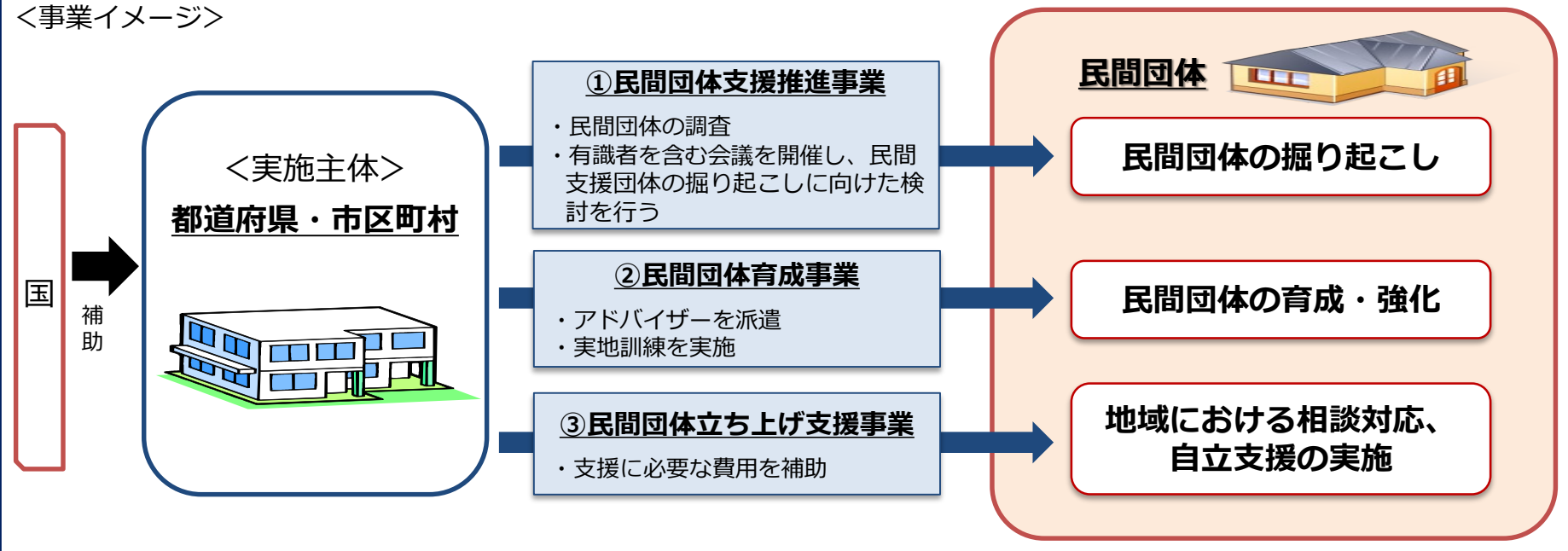
<事業内容>

女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現在の状況に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、**特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進するための自治体に対する補助事業を創設する。**

- ①民間団体支援推進事業：困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。
- ②民間団体育成事業：都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。
- ③民間団体立上げ支援事業：困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<実施主体> 都道府県・市区町村 <補助率> 国 1/2、実施主体 1/2 <補助基準額> 1自治体当たり 11,385千円

<事業イメージ>



- ◆新たな女性支援の担い手＝民間団体 と
- ◆従来からの担い手（自治体・婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設）が
- ◆それぞれの強みを活かした「官民協働」の重要性

【民間団体による支援の具体例(一例)】

▶□ 20代 女性(コロナ禍の生活困窮)

両親は離婚しており母親と暮らしていたが、母親からの暴言などあり。精神的に追い込まれてしまい、20歳の時に大学を退学して家出。その後母親とは音信不通になり、父親は再婚しており疎遠になっていた。

民間団体を頼り、住居支援と就労支援をしてもらい一度就職したものの、精神的不調によりすぐに退職。その後アルバイトを始めるも、精神的に不安定で仕事が続かず、各地を転々とするようになった。

東京にあるシェアハウスがテレビで紹介されているのを観て、そのシェアハウスで暮らし始めたが、男女共同で個室もなく、寝ている時に男性住民に体を触られるなどの被害もあった。そして、コロナの影響によりシェアハウスの運営も難しくなり、あと数週間で出ていくようにと言われてしまう。

彼女自身もコロナの影響で収入がなくなり、緊急小口資金や総合支援資金を利用するも返済の目処が立たず途方に暮れていた。所持金も少なく、行く場所もないため自殺しようと考えているところで支援団体に相談があり、面談後、一時保護することとなった。

その後福祉事務所に同行し、女性相談センター(婦人相談所)で一時保護に至った。

LINE、メール相談→電話聞き取り→出張面談
→BOND一時保護→繋ぎ・連携(福祉事務所・女性相談センター)

「家」にも「学校」にも「居場所」がない若年女性

- ◆親からの虐待、家族との不和、生活困窮、食事等もない 等
- ◆学校でのいじめ、教師との不和、不登校

家出・繁華街等での彷徨など

【多くのリスク】

- ・未成年、身分証やお金がない
- ・居場所がない（特に、コロナの影響で、夜間の閉店等）
- ・公的な支援や相談機関を知らない、公的支援機関利用の「抵抗感」
- ・SNS等に潜む危険

■ 孤独感等から、SNSで居場所を求める、声をかけられた人についていく等

⇒ その結果・・・

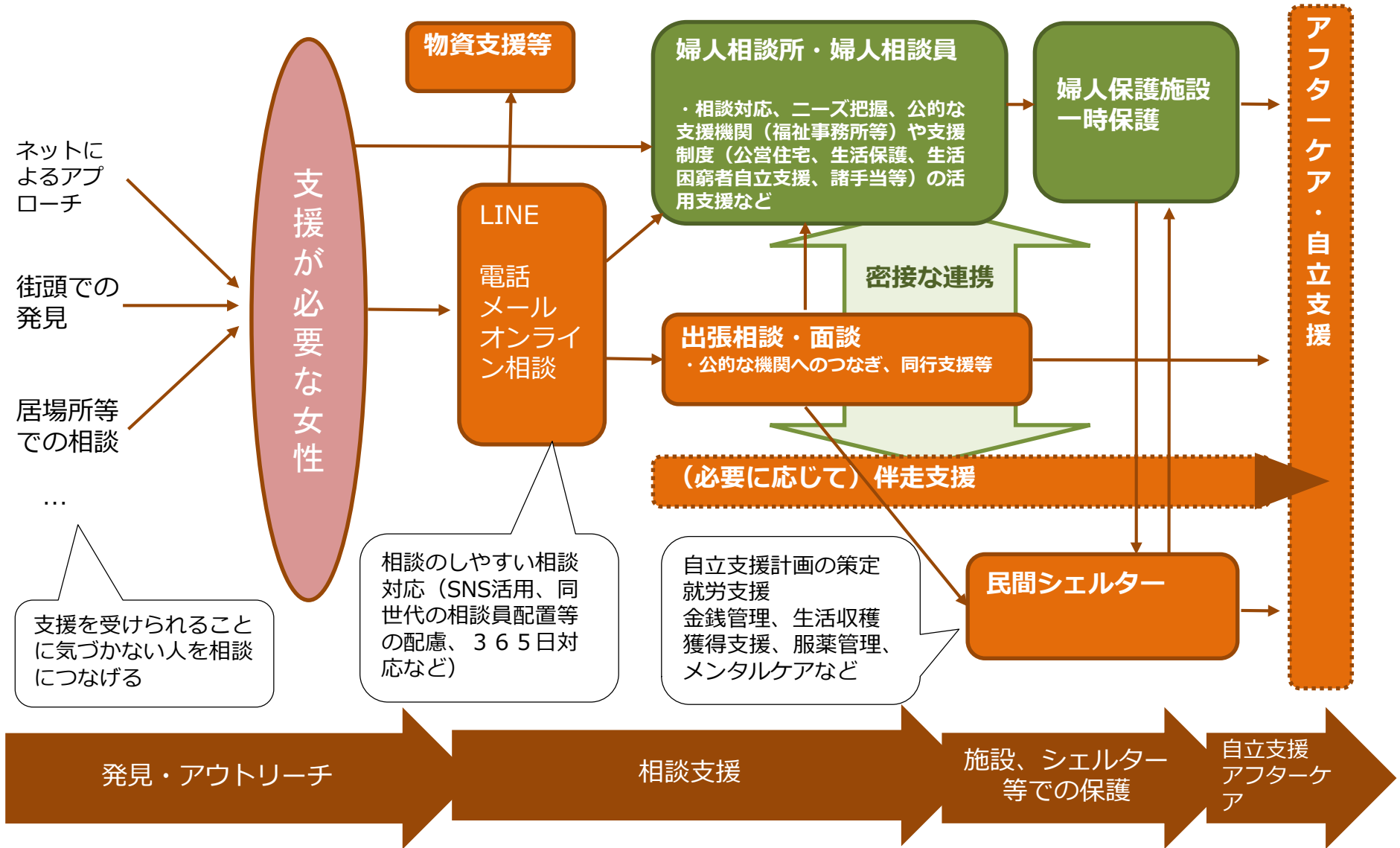
犯罪被害

性被害・性的搾取

希死念慮

等

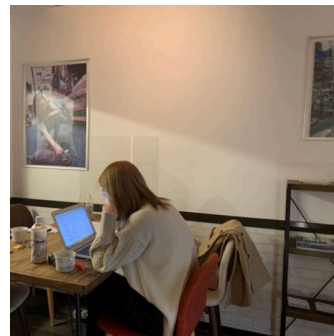
官民が協働 それぞれの長所を活かして支援を要する女性のニーズを踏まえた支援



民間支援団体の実践例

－10代20代女の子のためのカフェ型相談室－

相談のきっかけ作り・気軽に立ち寄れる居場所・コロナ時代の対面相談や居場所の必要性



●●●毎週水・日曜日 13:00～19:00 ●●●

・カフェ型の居場所

オープン時間内で面談、電話、LINE、メール相談の対応
「相談」することのハードルが高く、相談窓口に辿り着けない。
困難を抱えていても「今」はまだ、相談することまで望んでいない。

・街頭パトロール、声かけ

横浜、川崎、関内駅周辺
相談カードの手渡し

・シェルターでの緊急一時保護

弁護士、児相との連携
すぐ、その日に行ける場所

・同行支援

児童相談所、福祉事務所、病院、警察、
役所、ハローワーク、各種手続き等

bondプロジェクト提供

■ 女性活躍・男女共同参画の重点方針2022 <抄>

(令和4年6月3日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定)

II 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(4) 困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「新法」という。)の成立を踏まえ、**婦人相談所(新法の女性相談支援センター)や婦人保護施設(新法の女性自立支援施設)の機能強化など各都道府県での支援体制の計画的な整備、常勤化や市町村への配置の促進などを含む婦人相談員(新法の女性相談支援員)の人材の確保・養成・処遇改善の推進、広域的な民間団体相互の連携基盤の構築の検討を含めた民間団体との協働の促進など、新法の令和6年4月の円滑な施行に向けた環境整備を図る。**【厚生労働省】

■ 経済財政運営と改革の基本方針2022 (いわゆる「骨太の方針」) <抄>

(令和4年6月7日 閣議決定)

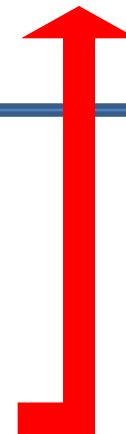
第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

(2) 包摂社会の実現

(女性活躍)

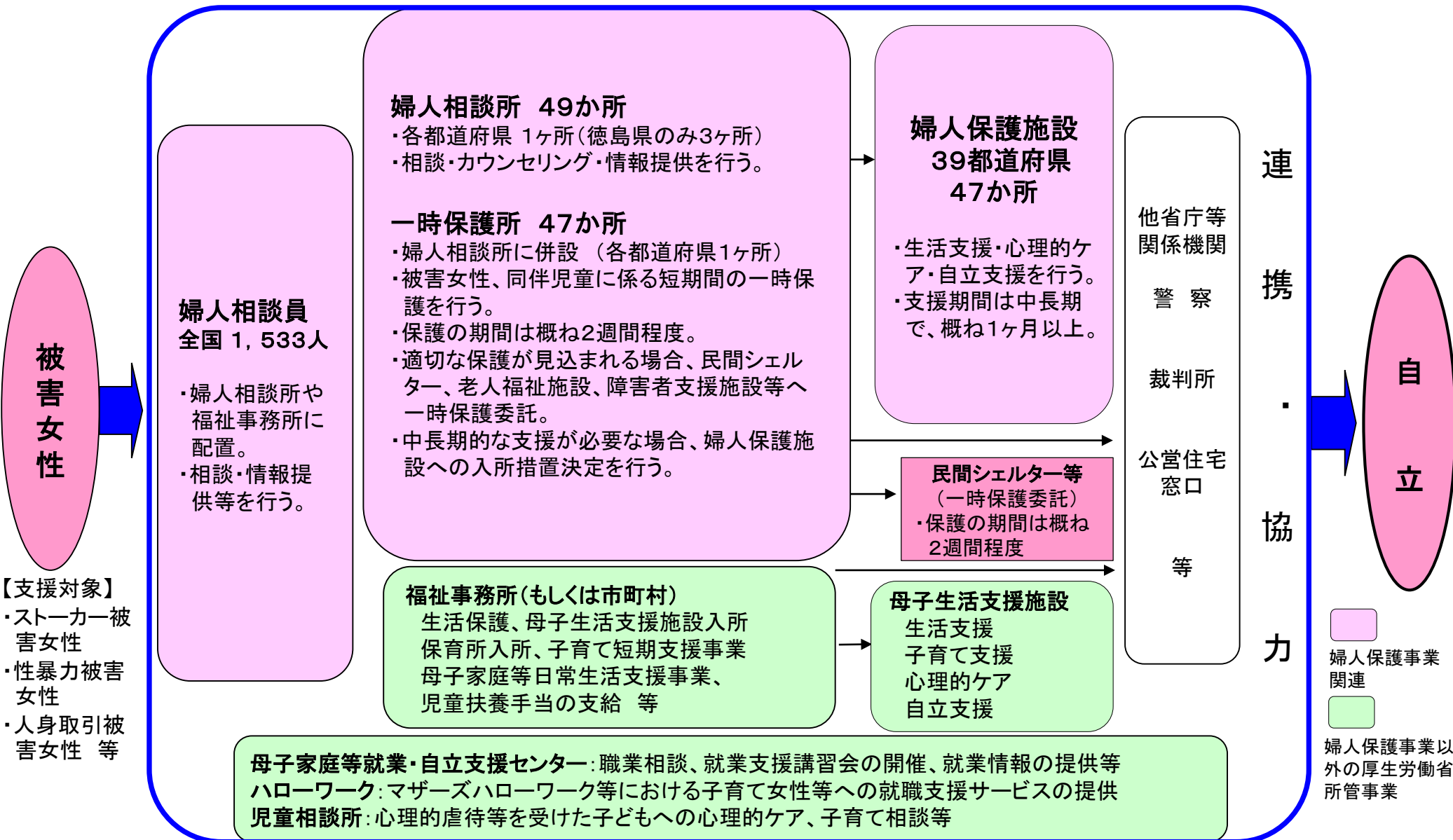
「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022(女性版骨太の方針2022)」に基づき、「新しい資本主義」の中核に位置付けられた「女性の経済的自立」を実現するため、男女間の賃金格差の解消に向けて大企業に男女間の賃金格差の開示を義務付けるとともに、「女性デジタル人材育成プラン」を着実に実行する。また、同一労働同一賃金を徹底し、女性が多い非正規雇用労働者の待遇を改善する。女性の視点も踏まえた社会保障制度や税制等の検討を進める。テレワーク等の多様な働き方を後退させず、コロナ前の働き方に戻さないことに加え、男性の育児休業取得促進や長時間労働の是正等働き方改革の着実な実施、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備等男性の家庭・地域における活躍を進めるとともに、登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における女性の参画拡大や、ベビーシッター・家政士等の活用推進に取り組む。また、女性の健康に関する支援、困難な問題を抱える女性に対する支援**、フェムテックの更なる推進、アダルトビデオ出演被害対策、性犯罪・性暴力対策、DV対策等女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現に向けた取組を進める。**



參考資料

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数 は令和2年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は令和2年11月1日現在

1. 売春防止法（昭和31年法律第118号）

○法の目的： この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的とする。（第1条関係）

○第1章 総則 目的、定義、売春の禁止

第2章 刑事処分 売春目的での勧誘、売春の斡旋、困惑等による売春、売春目的での前貸、売春契約、売春場所の提供、売春業等に関する罰則規定

第3章 補導処分 補導処分、婦人補導院への収容、保護観察、仮退院等

第4章 保護更生 要保護女子（性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子）の保護更生のため、婦人相談所の設置、婦人相談員の委嘱、婦人保護施設の設置、国や都道府県の補助

第4章 保護更生

第34条（婦人相談所）

都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

- 2 地方自治法第252条の191第1項の指定都市は、婦人相談所を設置することができる。
- 3 婦人相談所長は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
 - 二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。
 - 三 要保護女子の一時保護を行うこと。
- 4 婦人相談所に、所長その他所用の職員を置く。
- 5 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。
- 6 前各号に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

第35条（婦人相談員）

都道府県知事（婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第38条第1項第2号において同じ。）は、社会的信望があり、かつ、第3項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。

- 2 市長（婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。）は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。
- 3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。

第36条（婦人保護施設）

都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。

第36条の2（婦人相談所長による報告等）

婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならない。

婦人保護事業の各機関

(令和3年度予算)

婦人相談所

- 売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う
- 全国49か所(令和2年4月1日現在)
- 一時保護機能を持ち、要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の相談・支援、一時保護委託を行う
- 一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約9億円)
- 婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約2千万円)

婦人相談員

- 売春防止法に基づき都道府県、市等が委嘱し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務を行う
- 1,533人(令和2年4月1日現在)
- 都道府県婦人相談所、市福祉事務所等に所属し、要保護女子、DV被害者の相談・指導を行う
- 婦人相談員活動強化対策費(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

婦人保護施設

- 売春防止法に基づき都道府県や社会福祉法人が設置し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護も行う
- 全国39都道府県に47か所(令和2年4月1日現在)
- 要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の保護、自立のための支援を行う
- 施設職員の人件費、入所者の生活費について、婦人保護事業費補助金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約13億円)

婦人相談所の都道府県別設置状況

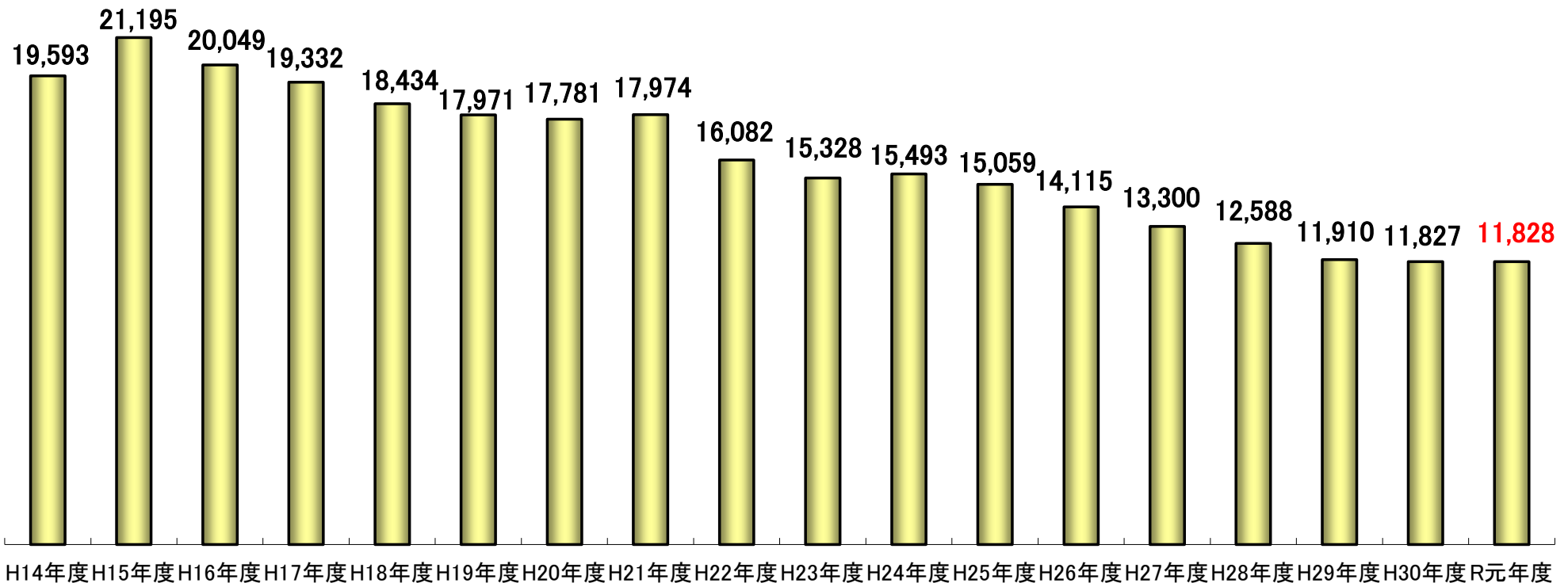
(令和2年4月1日)

1	北海道	北海道立女性相談援助センター	26	京都府	京都府家庭支援総合センター
2	青森県	青森県女性相談所	27	大阪府	大阪府女性相談センター
3	岩手県	岩手県福祉総合相談センター	28	兵庫県	兵庫県女性家庭センター
4	宮城県	宮城県女性相談センター	29	奈良県	奈良県中央こども家庭相談センター
5	秋田県	秋田県女性相談所	30	和歌山県	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
6	山形県	山形県女性相談センター	31	鳥取県	鳥取県福祉相談センター
7	福島県	福島県女性のための相談支援センター	32	島根県	島根県女性相談センター
8	茨城県	茨城県女性相談センター			(島根県女性相談センター西部分室)
9	栃木県	とちぎ男女共同参画センター	33	岡山県	岡山県女性相談所
10	群馬県	群馬県女性相談所	34	広島県	広島県西部こども家庭センター
11	埼玉県	埼玉県婦人相談センター	35	山口県	山口県男女共同参画相談センター
12	千葉県	女性サポートセンター	36	徳島県	徳島県中央こども女性相談センター
13	東京都	東京都女性相談センター			徳島県南部こども女性相談センター
		(東京都女性相談センター 多摩支所)			徳島県西部こども女性相談センター
14	神奈川県	神奈川県立女性相談所	37	香川県	香川県子ども女性相談センター
15	新潟県	新潟県女性福祉相談所	38	愛媛県	愛媛県婦人相談所
16	富山県	富山県女性相談センター	39	高知県	高知県女性相談支援センター
17	石川県	石川県女性相談支援センター	40	福岡県	福岡県女性相談所
18	福井県	福井県総合福祉相談所	41	佐賀県	佐賀県婦人相談所
19	山梨県	山梨県女性相談所	42	長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター
20	長野県	長野県女性相談センター	43	熊本県	熊本県女性相談センター
21	岐阜県	岐阜県女性相談センター	44	大分県	大分県婦人相談所
22	静岡県	静岡県女性相談センター	45	宮崎県	宮崎県女性相談所
23	愛知県	愛知県女性相談センター	46	鹿児島県	鹿児島県女性相談センター
24	三重県	三重県女性相談所	47	沖縄県	沖縄県女性相談所
25	滋賀県	滋賀県中央子ども家庭相談センター	合計		全国49か所

婦人相談所の来所相談人数の推移

○来所相談人数は、平成15年度から減少傾向にある。

(実人数)



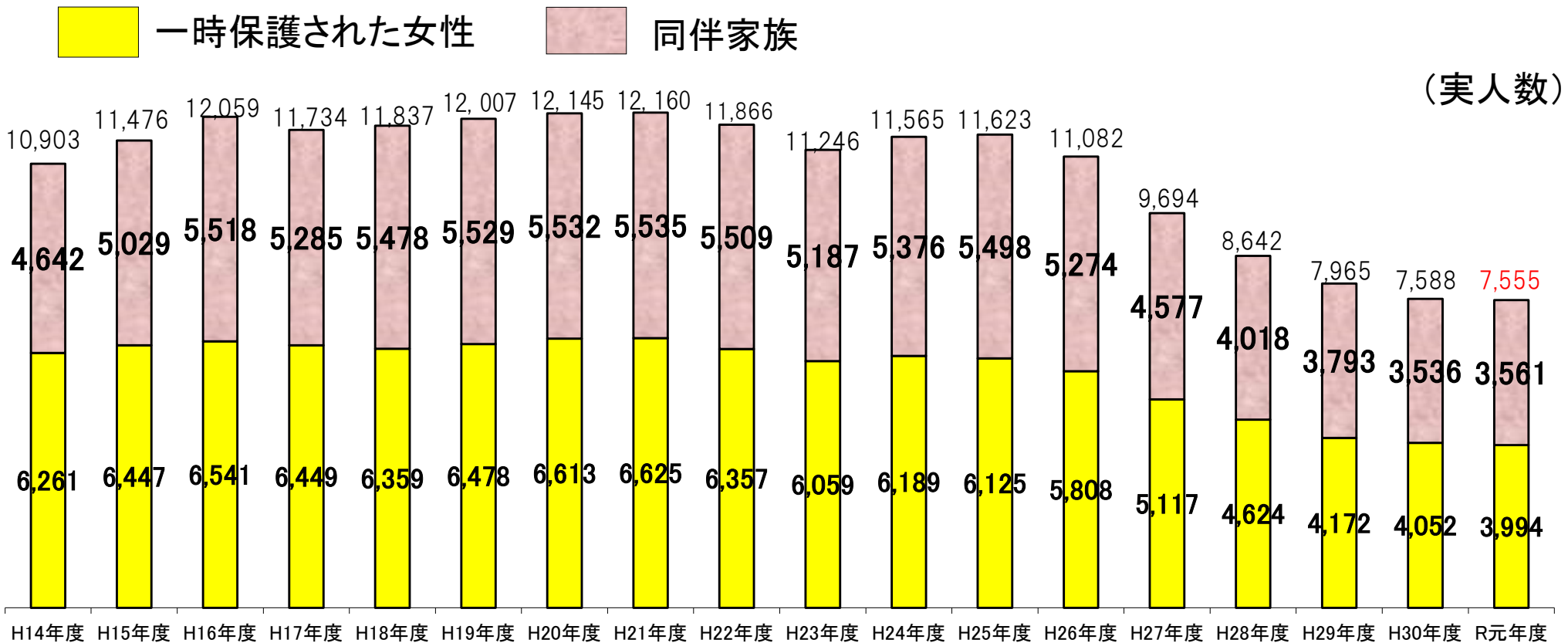
注1: 暴力被害男性(74名)は含まない。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所による一時保護者数の推移

○婦人相談所により一時保護された女性は3,994人。同伴家族の数が3,561人で、合計7,555人となっている。(一時保護委託を含む。)

○一時保護の人数は平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少している。



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

一時保護された女性の一時保護後の主な状況

(令和元年度中の退所者：3,903人の内訳)

退所先		(R元年度)		(参考：H30年度)	
		人	%	人	%
施設	婦人保護施設	394	10.1	400	10.1
	母子生活支援施設	463	11.9	511	12.9
	その他の社会福祉施設	414	10.6	388	9.8
民間団体		134	3.4	277	7.0
自立		517	13.2	538	13.6
帰宅		599	15.3	650	16.4
帰郷(実家等)		639	16.4	604	15.3
知人・友人宅		167	4.3	149	3.8
病院		103	2.6	107	2.7
その他		473	12.1	330	8.3
計		3,903	100.0	3,954	100.0

※このほかに、同伴家族が3,070人いる。うち2,933人(95.5%)は女性と同じ移行先へ。

母子分離して児童相談所に保護された児童は114人(3.7%)、帰宅が5人(0.2%)、
 その他が18人(0.6%)。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

児童相談所との連携の状況(令和元年度)

○婦人相談所において児童相談所と何らかの連携をとったのは1,304人。

○相談のうち68.6%が父親等からの虐待によるもの。被害女性本人からの虐待は7.5%。

○このうちその後、児童相談所による一時保護は143人、児童福祉施設入所は28人。

婦人相談所と児童相談所が連携をとった件数

児童虐待に関する相談

父等からの虐待	母からの虐待	両親からの虐待	その他
895 (68.6%)	98 (7.5%)	79 (6.1%)	66 (5.1%)

その他の相談

合計

件数

895 (68.6%)	98 (7.5%)	79 (6.1%)	66 (5.1%)	166 (12.7%)	1,304 (100%)
----------------	--------------	--------------	--------------	----------------	-----------------

婦人相談所との連携を受けて児童相談所がとった対応

一時保護

児童福祉施設入所

児童福祉司指導

市町村へ引継ぎ

継続指導

終結

その他

合計

143 (11.0%)	28 (2.1%)	59 (4.5%)	178 (13.7%)	198 (15.2%)	340 (26.1%)	358 (27.4%)	1,304 (100%)
----------------	--------------	--------------	----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人保護事業における基本的な支援の流れ

「婦人相談所ガイドライン」(令和元年7月改訂後)を基に作成。

I 相談

1. 多様な相談ルート

- 本人からの電話相談
- 警察からの要請
- 市区や福祉事務所の婦人相談員からの要請
- 配偶者暴力相談支援センターからの要請

2. 来所相談

一時保護を含めた婦人相談所での支援が必要な場合は、婦人相談所への来所を促し、面接を行う。

〔 婦人相談所では、対応が難しい場合や他により適切な機関がある場合には、他の機関につなげることもある。 〕

II 面接

- 面接を行う場所として利用者のプライバシーを考慮し、面接室などの個室で安心して面接できる空間を確保する。
- 面接に当たっては、これまで利用者が置かれていた状況に十分に配慮し、利用者本位の傾聴の姿勢で臨む。

III ケース記録の作成と管理

- 記録には、同伴者を含めた利用者の基本情報から、支援に至るまでの生育・生活歴、健康状態、本人の意向等までを記載。
- 併せて、利用者のプライバシーの保護や安全の確保が図られる情報管理を行う。

VI 施設入所等

- 婦人保護施設へ入所
 - ・ 利用者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援。
- 母子生活支援施設へ入所
 - ・ 同伴児童のいる利用者の自立に向けて、生活を支援。
- 地域での自立した生活へ移行

V 一時保護

- 看護師、(嘱託)医師が健康状態を把握。
 - 一時保護に至った経緯等を踏まえ、心理面接を実施。
- ＜一時保護を委託する場合の主な委託先＞
婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター

一時保護中の支援

- ・生活支援、心理的ケア
- ・同伴児童の学習支援
- ・退所後に利用可能な施設についての情報提供、利用者による検討の支援
- ・自立して生活するための就業についての情報提供

IV 入所調整会議

- 利用者本人の意思、本人の自立に向けた具体策を十分に尊重した上で、利用者の支援に関する方針や、同伴家族の対応について決定。
- 入所調整会議で出された方針について、利用者本人に説明し、同意を得る。

婦人保護施設の都道府県別設置状況

令和2年4月1日現在

都道府県名	名 称	設置運営
北海道	北海道立女性相談援助センター	公設公営
青森	—	—
岩手	社会福祉法人岩手県同胞援護会 桐の苑	民設民営
宮城	宮城県コスモスハウス	公設民営
秋田	秋田県陽光園	公設民営
山形	金谷寮	公設公営
福島	福島県女性のための相談支援センター	公設公営
茨城	茨城県立若葉寮	公設公営
栃木	とちぎ男女共同参画センター	公設公営
群馬	三山寮	公設公営
埼玉	埼玉県婦人相談センター	公設公営
千葉	婦人保護施設 望みの門学園	民設民営
	かいた婦人の村	民設民営
東京	救世軍新生寮	民設民営
	いこいの家	民設民営
	いずみ寮	民設民営
	救世軍婦人寮	民設民営
	慈愛寮	民設民営
神奈川	神奈川県女性保護施設 さつき寮	公設民営
新潟	新潟県あかしや寮	公設公営
富山	—	—
石川	石川県白百合寮	公設公営
福井	福井県若草寮	公設公営
山梨	山梨県婦人保護施設	公設公営
長野	婦人保護施設 県立ときわぎ寮	公設公営
岐阜	岐阜県立千草寮	公設民営
静岡	静岡県婦人保護施設 清流荘	公設民営
愛知	愛知県立白菊荘	民設民営
	愛知県立成願荘	民設民営

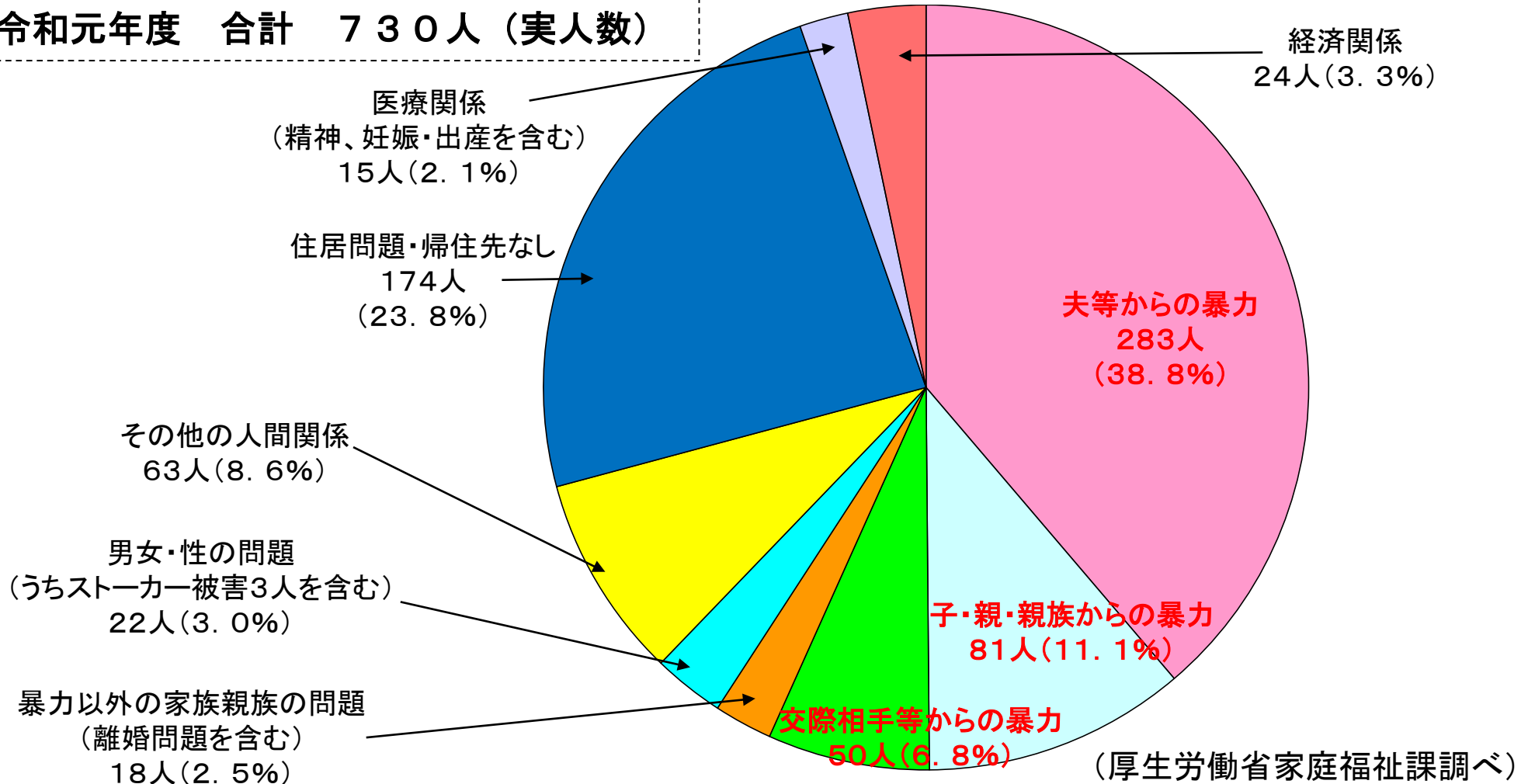
都道府県名	名 称	設置運営
三重	婦人保護施設あかつき寮	民設民営
滋賀	滋賀県中央子ども家庭相談センター	公設公営
京都	京都府家庭支援総合センター	公設公営
大阪	大阪府立女性自立支援センター あゆみ寮	公設民営
	” のぞみ寮	公設民営
兵庫	神戸婦人寮	民設民営
	姫路婦人寮	民設民営
奈良	—	—
和歌山	和歌山県女性保護施設なぐさホーム	公設公営
鳥取	—	—
島根	—	—
岡山	(休止中)岡山県福祉相談センター	公設公営
広島	シャロン・ハウス	民設民営
山口	山口県大内寮	公設公営
徳島	徳島県立婦人保護施設しらぎく寮	公設公営
香川	玉藻寮	公設公営
愛媛	愛媛県立さつき寮	公設公営
高知	—	—
福岡	アベニール福岡	公設民営
佐賀	婦人保護施設 たちばな	民設民営
長崎	県立清和寮	公設公営
熊本	—	—
大分	大分県婦人寮	公設公営
宮崎	宮崎県立きりしま寮	公設公営
鹿児島	婦人保護施設フェリオ鹿児島	民設民営
沖縄	うるま婦人寮	公設民営
	全国47か所	

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人保護施設における在所者の入所理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の38.8%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が全体の56.7%を占めている。
- ※ なお、在所者730人のほかに、同伴家族304人(うち同伴児童296人)が入所している。
- ※ 在所者730人の平均在所日数は、133.8日

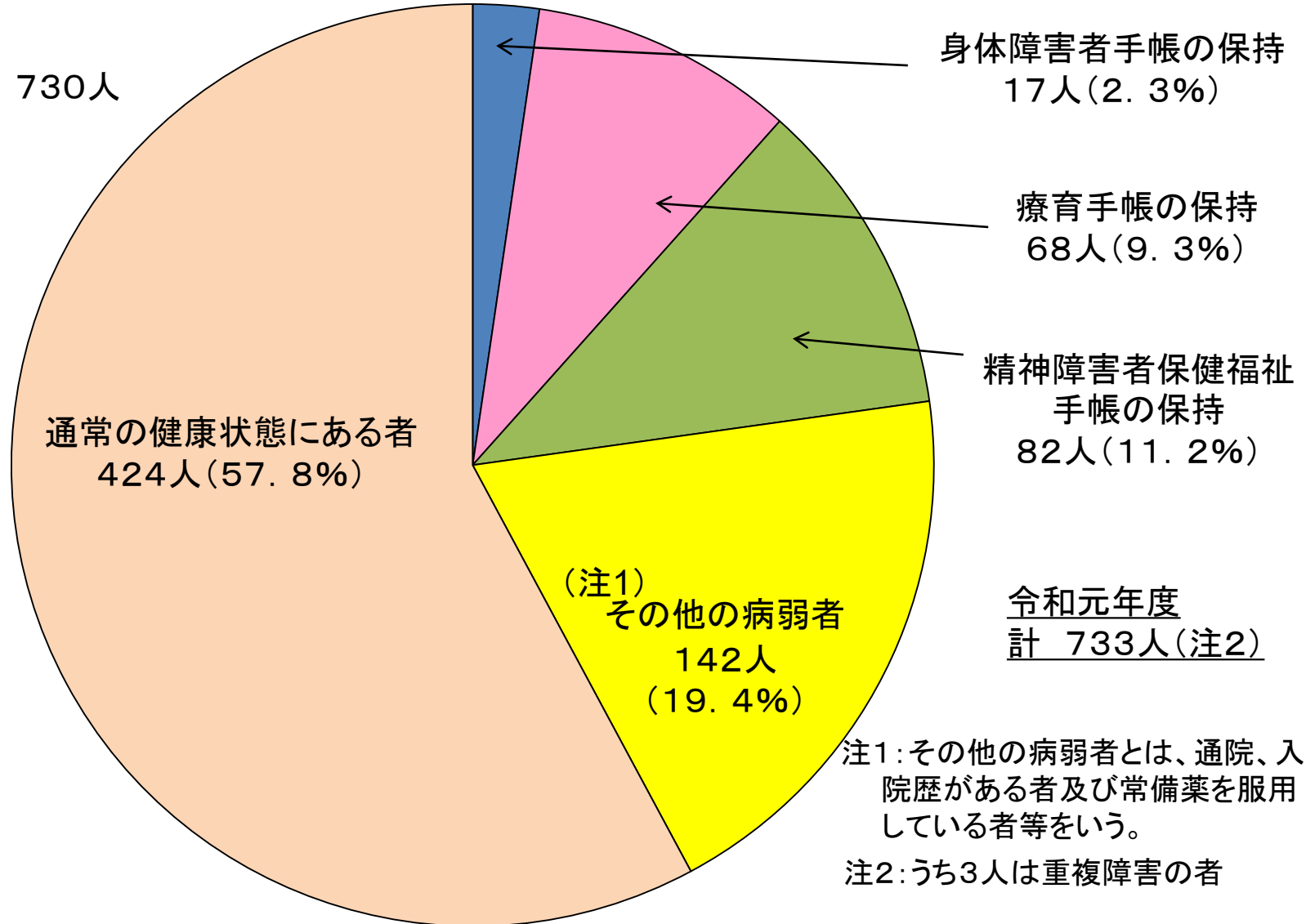
令和元年度 合計 730人 (実人数)



婦人保護施設入所者の心身の状況

○入所者のうち、半数近くの女性が、何らかの障害あるいは病気を抱えている。

(参考) 令和元年度
婦人保護施設入所者数 730人



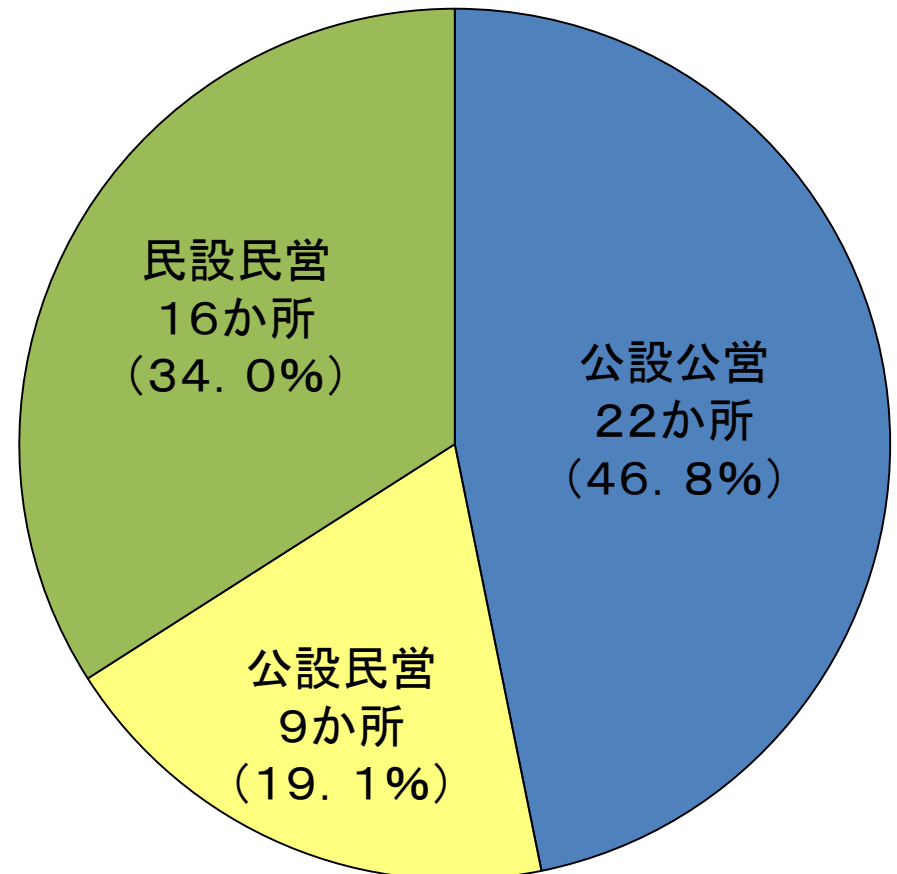
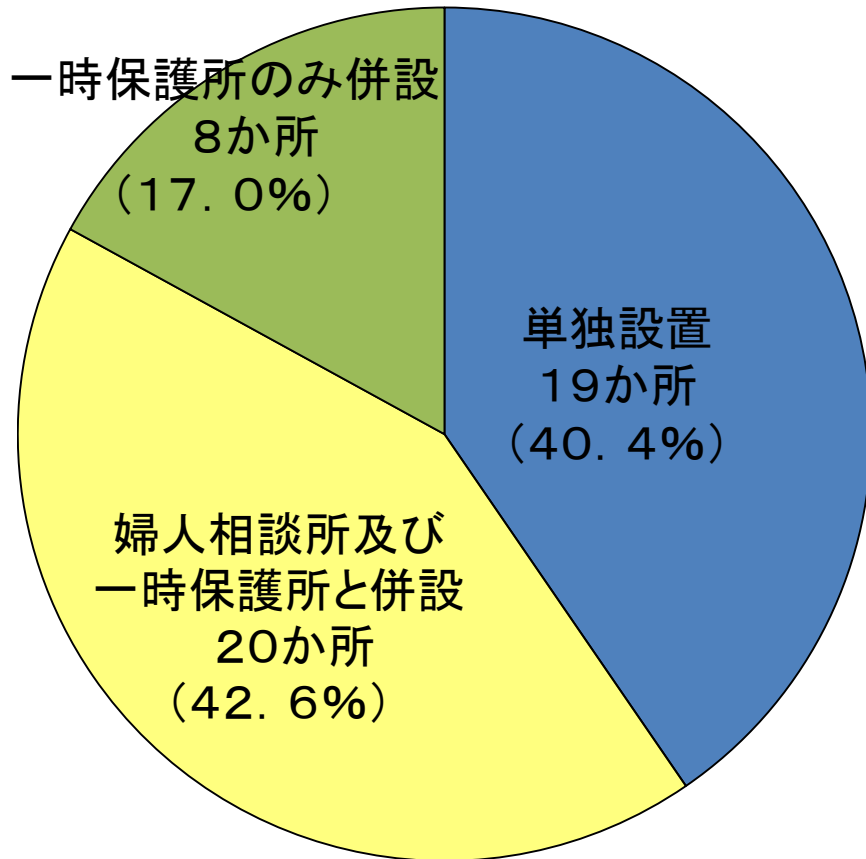
婦人保護施設の設置状況

○全国47か所の婦人保護施設のうち、婦人相談所と併設している施設が20か所。

○婦人相談所あるいは一時保護所とは別に単独で設置されている婦人保護施設は19か所。

このうち、設置主体が都道府県の施設が6か所、民間施設が13か所。

婦人保護施設 47か所(令和2年4月1日)



「若年被害女性等支援モデル事業」 令和2年度実施状況

実施主体	委託団体	委託団体の特徴等	主な支援対象	アウトリーチ支援			居場所の提供
				見回りの場所	見回りの方法	相談窓口	
東京都	NPO法人 BONDプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年設立 ・フリーペーパーを発行し青少年の声を発信 ・荒川区「若年世代の自殺予防相談事業」等、自殺対策事業を受託 	10代、20代の女性	<ul style="list-style-type: none"> ・渋谷区 センター街周辺 ・千代田区 秋葉原駅周辺 ・豊島区 池袋周辺 	街頭見回りと声掛け	LINE、メール、電話、面談等	都内3箇所 ※この他必要に応じてビジネスホテル等利用
	一般社団法人 Colabo	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年設立 ・夜の街で10代の女性への声掛け ・企画展「私たちは『買われた』展」による発信 ・女子中高生の「居場所」づくり 	女子中高生	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区 歌舞伎町1丁目 ・渋谷区 神宮通公園 	声掛けし、「夜間巡回バス」で相談、食事提供など	LINE、メール、電話、面談等	都内3箇所 ※この他必要に応じてビジネスホテル等利用
	NPO法人 人身取引被害者 サポートセンター ライトハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年設立 ・人身取引被害者支援 ・JKビジネス、アダルトビデオ出演強要、児童ポルノ等による被害者支援 	10代、20代の女性	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区 新宿三丁目周辺 	街頭見回りと声掛け、相談カードの配布	LINE、メール、電話、面談等	都内2箇所 ※この他必要に応じてビジネスホテル等利用
神奈川県	NPO法人 BONDプロジェクト	—	10代、20代の女性	<ul style="list-style-type: none"> ・関内・伊勢佐木町周辺 ・横浜駅(ビブレ)周辺 ・川崎駅周辺 	街頭見回りと声掛け	LINE、メール、電話、面談等	横浜市内 1箇所
福岡県	NPO法人 そだちの樹	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年設立 ・子どもシェルターの設置運営 ・施設退所児童等のアフターケア事業を実施 	10代、20代の女性	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市天神(警固公園) ・SNS上 	街頭・SNS上の見回りと声掛け	LINE、メール、電話、面談等	福岡市内 1箇所

- 国が策定した「若年被害女性等支援事業実施要綱」を土台としつつ、支援の内容や方法、留意事項等について、地域の実情を踏まえた独自の対応を規定。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託仕様書

- 1 件名
令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託
- 2 契約期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 履行場所
東京都（以下「都」という。）が別途指定する場所
- 4 委託概要
様々な困難を抱えた若年女性について、アウトリーチから居場所の確保、自立支援等を行い、公的機関と連携しながら、公的機関や施設への「つなぎ」を含めた事業を行う。
- 5 委託内容
受託者は、以下の（1）から（4）の事業を行うものとする。なお、
（1）①の業務は必須とする。
（1）アウトリーチ支援
困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。
① 夜間見回り等
困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、夜間徘徊など家に帰れずにいる若年被害女性等に対して、声掛けや相談支援を原則として週1回程度実施する。または、都内繁華街などに常設の相談場所を設置し、原則週1日以上若年被害女性等の相談などに応じる。
また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

- ② 相談及び面談
（ア）相談窓口を設置し、電話やメール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等ICTを活用した相談を実施し、また、必要に応じて面談も行うことにより、若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応する。
（イ）また、アウトリーチ支援において声掛けを行った若年被害女性等や居場所を利用していた若年被害女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。
- （2）関係機関連携会議への参加
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議に出席する。
会議では、若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などが円滑かつ効果的に行えるよう協力するとともに、公的機関と密接に連携し相互に情報共有を図る。
なお、関係機関連携会議等において関係機関の間で情報共有を行うことについても、支援開始時点等に利用者から同意を得ることとする。
- （3）居場所の提供に関する支援
若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。
① 居場所の提供期間
（ア）居場所の提供は一時的な保護（1日から2日程度）を原則とする。
（イ）利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、都と協議のうえ、引き続き居場所での支援を実施することができる。その際、都が別に定める様式により報告すること。
なお、保護が2週間を超える場合は、自立支援計画を策定する。

② 居場所の提供体制居場所の提供に当たっては、基本的な感染症拡大防止対策を行い、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者で連絡が取れる体制を確保する。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、見守り体制を確保する。

公共施設等の既存の建物を活用することも可能とするが、その場合は、使用許可証、契約書等を提示し、あらかじめ都の承諾を受けることとする。

③ 利用者負担

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者負担にすることが適当と認められる費用については、利用者負担にすることができるものとする。

利用者負担にすることができる金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者告知、同意を得ることとする。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額とする。なお、利用者負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿を整備することとする。

④ 留意事項

(ア) 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施する。

(イ) 居場所で長期に支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者とは話し合うなどして、利用者の意見が十分反映されるよう留意する。その際、女性相談センターと情報の共有を行い、必要に応じて、自立支援計画の内容について助言を受けるものとする。

(4) 自立支援

居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画等に基づき自立に向けた以下の支援を実施する。

① 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

② 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

③ 生活資金（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所などの関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

④ 必要に応じ、医療機関と連携し支援を行う。

⑤ その他の利用者の自立に向けた必要な支援を行う。

(5) 留意事項

① 各事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、区市町村、都が設置する福祉事務所若しくは児童相談所等に速やかに通告するものとする。

② 本事業を通じ、利用者の自立支援等のため福祉サービスの提供が必要な場合は、利用者の状況に応じ、東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4（1）②、第4（3）④（イ）（ウ）に基づき、該当区市等への相談、申請の支援等を行うものとする。その際、女性相談センター等都の所管部署と十分に連携を行う。

③ 各事業実施の過程において、受託者は、関係機関及び地域住民等と必要な調整を行うものとする。また、説明の要求及び苦情等があった場合には、丁寧に説明するなど事業に対する理解を得よう努めること。

6 委託経費

下記によるものとする。

(1) 支出対象費目

本事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及賃借料、備品購入費、共済費、扶助費 その他緊急に必要な経費

(2) 支払方法

年1回概算払いにより支払うこととし、事業終了後15日以内に都が定める様式により精算書を都に提出し、精算を行うこととする。

7 事業計画書の提出

受託者は契約締結後速やかに、都が定める様式により事業計画書を作成し、都の承認を得ることとする。

8 実施状況報告書の提出

受託者は、事業の進捗状況等を明らかにするために、都が定める様式により、四半期ごとに実施状況報告書を作成し、都が指定する期日までに提出すること。

9 委託完了届の提出

受託者は、事業終了後15日以内に、都が別に定める様式により委託完了届を作成し、提出すること。

10 関係書類の整備

受託者は、本事業実施に係る収支に関する帳簿、領収書その他の諸記録を整備・保存し、常に計理状況を明らかにしなければならない。

1.1 委託の取消

都は、受託者が行う事業に疑義が生じた場合に、本事業の実施状況等について説明又は報告を求め、必要に応じて、関係帳簿等の検査を行うものとする。受託者は、報告、検査の実施等に不都合がある場合、遅滞なく代替案を提示するものとする。ただし、代替案検査等の結果、問題が認められた場合は、改善を指示するものとする。なお、改善の指示が履行されない場合は、都は委託契約を取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることとする。この場合、必要に応じて委託料の減額又は返還を求めるとし、都に損害の発生があれば、損害賠償を請求する場合がある。

1.2 再委託の取扱い

受託者は、受託者が行う業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、請け負わせることは出来ない。

1.3 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(ア) ディーゼル車規制に適合する自動車であること

(イ) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には速やかに提示し、又は提出すること。

1.4 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては利用者の相談内容等について、秘密保持に十分配慮すること。なお、必要に応じて都への利用者に関する情報提供・報告を行うこと。
- (2) 本事業の執行にあたっては、「実施要綱」及び事業計画によること。なお、本事業契約後、国の若年被害女性等支援事業実施要綱が発出された場合、「実施要綱」を改正する場合がある。
- (3) 受託業務の遂行にあたっては、都と協議しながら進めること。
- (4) 本事業を効果的に実施し、また、関係機関等からの照会等に対応するため、都は事業内容に関する必要な調整及び報告を求める場合がある。その際、受託者は、迅速かつ適切に対応すること。
- (5) 受託者は、この仕様書に定めるほか、別紙1「個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項」、別紙2「暴力団等排除に関する特約条項」を遵守すること。
- (6) 受託者は事業の実施に際して、トラブルが発生した場合は、速やかに都へ報告すること。
- (7) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、都と協議し、決定する。
- (8) 都と受託者は相互に信頼の醸成に努め、事業遂行に際して生じる諸課題及び疑義等は、個別に協議を行うなど両者が直接折衝することによって解決することを旨とする。

1.5 問合せ先

東京都福祉保健局 少年社会対策部 育成支援課（女性福祉担当）
電話（略）
メールアドレス（略）

「若年被害女性等支援事業」実施自治体・事業受託法人（令和3年度）

- モデル事業から本格実施への移行初年度である令和3年度における「若年被害女性等支援事業」の実施自治体・事業受託法人については、以下のとおり。

実施主体	事業受託法人	開始年度等
東京都	NPO法人 BONDプロジェクト	平成30年度から継続
	一般社団法人 Colabo	平成30年度から継続
	一般社団法人 若草プロジェクト	令和3年度新規
	NPO法人 ぱっぷす	令和3年度新規
福岡県	NPO法人 そだちの樹	令和元年度から継続
札幌市	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会	令和3年度新規

婦人保護事業の見直しについての検討に係るこれまでの経緯

①平成24年度

婦人保護事業等の課題に関する検討会（調査研究事業）

- ・平成24年6月～12月にかけて5回の検討会を実施。
- ・検討会で示された課題のうち、運用上の改善で対応できるものについては、可能なものから着実に実施。

②平成28年度

4月 **与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」発足**

12月 **「性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言」**（与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」とりまとめ）

→ 売春防止法を根拠とする婦人保護事業の抜本的な見直しが提言される。

③平成29年度

6月 **女性活躍加速のための重点方針2017**（6/6「すべての女性が輝く社会づくり本部」決定）

→ 「社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しに向けた検討を推進するため、婦人相談所等における支援内容等を中心とした実態把握を行う」ことを方針とする。

12月 重点方針を踏まえ、**「婦人保護事業における支援実態等に関する調査研究」**を実施

④平成30年度

6月 **女性活躍加速のための重点方針2018**（6/12「すべての女性が輝く社会づくり本部」決定）

→ 「平成29年度に実施した調査研究結果等を踏まえ、社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しについて有識者等による検討の場を設け、その議論を踏まえつつ必要な見直しを検討する」ことを方針とする。

7月 **「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」**の設置

→ 子ども家庭局長が有識者等の参集を求めて開催（第1回H30.7.1）

⑤平成31年（令和元年）度

4月 **「婦人保護事業の運用面における見直しについて」提言**（4/16 与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」）

→ 4/23 上川座長、山本副座長他より厚生労働大臣への申し入れ。

6月 **「女性活躍加速のための重点方針2019」**（6/18「すべての女性が輝く社会づくり本部」決定）

→ 婦人保護事業の運用面における改善に速やかに取り組むとともに、社会の変化や支援ニーズに見合った婦人保護事業の見直しを図るため、同検討会において引き続き議論を行い、その議論を踏まえつつ必要な見直しについての検討を加速する。

「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」の取りまとめ。（6/21厚生労働省子ども家庭局）

→ 他法他施策優先の取扱いの見直し、一時保護委託の対象拡大と積極的活用、携帯電話等の通信機器の使用制限等
の見直し、SNSを活用した相談体制の充実など、全体で10項目の運用面における見直しについて、速やかに取り組むとともに、2020年度予算に向けて、その具体化を図る。

10月 **「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ」**

→ **10月11日に、「婦人保護事業の現状と課題」、「婦人保護事業の運用面における見直し」及び「婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方」について取りまとめた「中間まとめ」を公表。**

→ 同日、「（自）司法制度調査会 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT」及び「（公）厚生労働部会 婦人保護事業の見直し検討PT」に「検討会中間まとめ」について報告。

11月 与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」に「検討会中間まとめ」について報告（11/1）。

⑥令和2年度

7月 **「女性活躍加速のための重点方針2020」**（7/1「すべての女性が輝く社会づくり本部」決定）

→ 「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」における議論を踏まえ、他法他施策優先に関する取扱いの見直しや一時保護委託の積極的活用等を始め、婦人保護事業の運用面の見直しを引き続き進めていく。また、**「同検討会の中間まとめを踏まえ、婦人保護事業の見直しについての検討を加速する」**。

⑦令和3年度

5月 **困難な問題を抱える女性への支援の新たな法的枠組み骨子**（5/13「与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」決定）

→ 婦人保護事業を売春防止法から切り離し、官民一体となって困難な問題を抱えている女性たちの自立を包括的に支援する新たな枠組みの骨子を決定。

6月 **女性活躍・男女共同参画の重点方針2021**（6/16「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」決定）

→ ・現行の婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談員の機能強化を図るとともに、（中略）NPO法人などの民間事業が、それぞれの強みを活かし、官民の連携での支援体制づくりを構築し、若年被害女性等支援事業や困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業を通じて、困難な問題を抱える女性を支援する。

・新たな枠組みの構築に向け、早期に国会での検討が進むよう、必要な対応を行う」ことを方針とする。

経済財政運営と改革の基本方針2021（6/18閣議決定）

→ 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」に基づき、（中略）困難を抱える女性への支援といったコロナ禍で大きな影響を受けている女性への支援（中略）などの取組を推進する。